



成田税務署からのお知らせ

【問い合わせ先】
〒286-8501 成田市加良部 1-15
成田税務署
TEL 0476 (28) 5151 (代表)

回覧



令和3年分所得税等確定申告書作成会場の開設

◎日程及び会場等

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月1日(火)～3月15日(火) ※土曜、日曜日及び祝日を除きます。(注)	イオンモール成田 2階 イオンホール	成田市 ウイング土屋 24	【受付】9:00～16:00 【相談】9:00～17:00

(注) 2月20日(日)及び2月27日(日)は開場します。

○申告書作成会場では、混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券の配付状況に応じて受付を早目に締め切る場合があります。

入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINE アプリで事前に入手できます。

LINE アプリでの

LINE アプリでの事前発行では、国税庁 LINE 公式アカウントを「友だち追加」

していただくことで、日時指定の入場整理券を入手する手続きが行えます。

はこちらから



◎その他

(1) 還付申告をされる方は、成田税務署で上記開設期間の前(1月4日から1月31日)でも相談を受け付けています。

(2) 2月1日(火)から3月15日(火)までの間は、成田税務署では申告書の作成・相談は行っておりません。

(3) 午前9時から午前10時までの間、申告書作成会場へは、立体駐車場3階から連絡通路を通り、モール2階C入口からご入場ください(他の入口は利用できませんのでご注意ください。)

申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。



税理士による令和3年分所得税等確定申告の無料申告相談

◎日程及び会場等

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月8日(火)～2月10日(木)	印西市役所(大会議室)	印西市 大森 2364-2	【受付】10:00～16:00

○無料申告相談会場では、混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」※が必要です。

なお、入場整理券の配付状況に応じて受付を早目(午前中)に締め切る場合があります。

※「入場整理券」は当日配付します。

◎持参するもの

(1) 前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類

(2) マイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カード及び保険証又は免許証等)

※医療費控除を受ける方は『医療費控除の明細書』を作成の上、お越しく下さい。

◎その他

(1) 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(住宅借入金等特別控除1年目、土地・建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)

を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、郵送又は成田税務署窓口にてご提出ください。

(2) 混雑(3密)回避のため、会場内には待合スペースを設置しません。

(3) 昼休みは税理士が交替で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、確定申告は自宅からe-Taxで！

確定申告書は、国税庁ホームページから作成・送信できます（印刷も可能です。）。

STEP 1 国税庁ホームページにアクセス（スマートフォンやタブレット端末でも作成可能）

STEP 2 申告書等を作成（画面の案内に従って金額などを入力）

STEP 3 e-Taxで送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

事前の届け出が必要のため、申請されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、税務署にお越しください。

スマートフォンはこちら



印西市役所からのお知らせ

【問い合わせ先】印西市役所課税課
〒270-1396 印西市大森 2364-2
TEL 0476 (33) 4443 (代表)



令和4年度市民税・県民税申告相談会場の開設

○日程及び会場等 ※市民税・県民税申告書や所得税等確定申告書の作成をご自身で行う会場です。

期 間	会 場	所 在 地	受付時間
2月16日（水）～2月18日（金）	イオンモール千葉ニュータウン モール棟3階 イオンホール	印西市 中央北3-2	10:00～12:00
2月21日（月）	本埜保健センター	印西市 笠神2587	
2月22日（火）	ふれあいセンターいんば 3階 会議室	印西市 美瀬1-25	13:00～15:00
2月24日（木）～3月15日（火） ※土曜、日曜日を除きます。	印西市役所2階 附属棟	印西市 大森2364-2	

○イオンモールの申告相談会場では、混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券（相談用【自書申告・PC申告】）」が必要です。「入場整理券（相談用【自書申告・PC申告】）」は、イオンモール千葉ニュータウンのコスモス広場で、午前8時30分から午前9時30分までの間に配布（各日 自書申告40枚、PC申告50枚）します（詳細が決まり次第、市ホームページや広報紙でお知らせします。）。※申告書の提出のみの方は、入場整理券は不要です。その他の会場では、混雑状況により、入場制限（整理券の配布）を行う場合があります。

○持参するもの

(1) 源泉徴収票（原本）や生命保険料等の控除証明書（原本）など申告に必要な書類

(2) マイナンバーに係る本人確認書類の写し（①マイナンバーカード又は②通知カード及び免許証等）

※医療費控除を受ける方は『医療費控除の明細書』を作成の上、お越しください。（領収書の添付・提示は不要）

○その他

(1) 市役所課税課・各支所・各出張所の窓口では、申告書の作成・相談は行っておりませんので、申告期間中は各相談会場をご利用ください。なお、市役所課税課（市役所が会場ではない期間）・各支所市民サービス課の窓口では、申告書の提出のみ受け付けています。

(2) 各相談会場には、税務署の職員はおりません。市役所の職員が市民税・県民税申告書及び簡易な所得税等確定申告書の作成について助言を行っています。そのため、次の①～⑥の相談をされる方は、成田税務署が開設する申告書作成会場（イオンモール成田2階 イオンホール※裏面）でご相談ください。

① 青色申告

② 住宅借入金等特別控除が1年目の申告、連帯債務のある申告、増改築、特定増改築（バリアフリー改修工事・省エネ改修工事・三世帯同居改修工事）、住宅特定改修特別税額控除を受けた場合などに関する申告

③ 分離課税所得（譲渡・配当・先物取引）、山林所得・退職所得のある申告

④ 事業所得（営業等・農業）、不動産所得の収支内訳書の作成

⑤ 雑損控除、外国税額控除を含む申告、政党等、認定NPO、公益社団法人等への寄附金で税額控除を選択する場合

⑥ 損失を繰り越す申告、準確定申告（納税者が出国・死亡した場合の申告）、過年分の申告、消費税、贈与税の申告

各会場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策と来場される方へのお願い

○会場はこまめに換気し、業務の従事者は手洗い・うがいの徹底やマスク等を着用するなどの対策を行っています。

○ご来場の際はマスクを着用し、できる限り少人数でお越しください（入場口等で手指のアルコール消毒にご協力願います。）。

○入場の際に検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。